

バーチャル YouTuber (VTuber) の名前と人間の名前の相違点

—人名の持つ制約からの検討—

荻原 祐二 (青山学院大学 教育人間科学部, yogihara@ephs.aoyama.ac.jp)

Differences between Virtual YouTuber (VTuber) names and human names:

Insights from restrictions on human names

Yuji Ogihara (College of Education, Psychology and Human Studies, Aoyama Gakuin University, Japan)

要約

本稿では、バーチャルYouTuber (VTuber) の名前と人間の名前 (人名) の比較を行いながら、VTuberの名前 (VTuber名) の特徴について検討した。特に、人間に対する名づけ・命名には様々な制約・制限があるが、それがVTuber名には適用されないために生じる違いについて整理した。VTuber名には、人名を決める際に適用される制約・制限が当てはまらず、より自由度の高い名づけ・命名を行うことができると言える。具体的には、VTuberの名づけ・命名においては、人間の名づけ・命名と比べて、①使用できる文字の種類に制限がない、②使用できる漢字の種類に制限がない、③自分で自分の名を決めることができる (名の決定権がある)、④姓 (氏) も決めることができる (姓の決定権がある) といった大きな違いがみられる。これらの制約・制限の違いが、VTuber名と人名の様々な違いを生み出していると考えられる。こうした自由度の高い名づけ・命名を行うことができることは、VTuberやVTuber活動そのものの自由度の高さを反映していると同時に、その自由自体を作りだしているとも言える。さらに、VTuber名と人名の違いを検討することによって、いかに人間の名づけ・命名に制約・制限があるかも明確になった。

Abstract

This article examines the characteristics of Virtual YouTuber (VTuber) names by comparing them with human names. Especially, it focuses on differences caused by the fact that some constraints and restrictions on human names are not applied to VTuber names. VTuber names are freer because the constraints and restrictions on human names are not applied. Specifically, when giving names to VTubers compared to humans, (1) there are no constraints on varieties of usable characters (only Chinese characters, hiragana, and katakana are usable for human names; other types of characters such as Arabic numbers, alphabets, and marks are prohibited), (2) there are no constraints on varieties of usable Chinese characters (there is a constraint on varieties of Chinese characters for human names: 2,999 characters), (3) people can decide first names (forenames) of their own VTubers by themselves (first names of humans are given by others such as parents and guardians), and (4) people can decide last names (surnames) of their own VTubers by themselves (last names of humans are automatically set as a family member in most cases). These differences in the constraints and restrictions produce various differences between VTuber names and human names. The fact that people can freely give names to VTubers reflects the high level of freedom VTubers have in their activities and also creates this freedom itself. Moreover, investigating the differences between VTuber names and human names clarifies how human names are constrained and restricted.

キーワード

バーチャルYouTuber, VTuber, 名前, 名づけ, 命名

1. はじめに

本稿では、バーチャルYouTuber (以下、「VTuber」とする; 詳細は後述する) の名前と、人間の名前 (以下、「人名」とする) の相違点について検討する。特に、人名の持つ制約が、VTuberの名前 (以下、「VTuber名」とする) には適用されないことに起因する違いを整理する。そのために、まずVTuberとは何かについて簡潔に説明してから、VTuberの名前について検討する意義についてまとめる。

1.1 VTuber とは

バーチャルYouTuber (Virtual YouTuber; VTuber, ブイチュー

バー) とは、2D (2 Dimension; 二次元) や3D (3 Dimension; 三次元) のアバターを用いて、雑誌やゲーム実況、歌唱、映画やアニメなどの同時視聴といった様々な内容の配信を、主にYouTubeを中心とした動画共有プラットフォームで行う者を意味する。プラットフォームをYouTubeに限定しない場合、バーチャルライバー (virtual liver) やバーチャルストリーマー (virtual streamer) とも呼ばれる。

そもそもYouTuberとは、YouTubeを中心としたプラットフォーム上に、自分自身が出演しながら様々な配信活動を行う者を意味する。このYouTuberとしての活動を、生身の人間ではなく、バーチャルな要素を用いて行う者をVTuberという。バーチャルな要素を用いることで、人々は自分自身の実際の外見的特徴や個人情報を社会に開示することによるリスクやコスト (e.g., 情報の漏洩や個人の特定) を抑えながら、自身の

作品やアイデアを社会に提供し、多くの他者や集団とコミュニケーションを取ることができる。

近年では、YouTubeだけでなくテレビやラジオ、新聞や雑誌などの他メディアへの出演や、企業とのタイアップ・コラボレーション、大規模なオンラインライブ、英語圏・中国語圏などへの積極的な海外展開など、活動の幅をさらに広げている (e.g., 西野, 2022)。概念的にはバーチャルでありながらも、ライブやミーティングなど現地でのオフラインの対面イベントの開催も行われている。

こうした広がりの一因として、様々な技術の進歩とその普及により、以前と比べて個人がより容易にVTuber活動を行えるようになってきている (e.g., 北川, 2022; 西野, 2021) ことが挙げられる。例えば、動画の撮影・編集・配信といった一連の作業を行う機器・アプリケーションの低価格化による大衆化や、自身の動きを2Dや3Dに反映して動作や表情を表現するモーションキャプチャやモデリング技術の一般層への浸透が挙げられる。こうした技術は今後もより進歩・普及し、VTuber活動を行う敷居はより低くなると考えられる。また、VTuberという概念そのものの知名度も高まり、活動の自由度や広報効果、収益の大きさなど、VTuberとなることのベネフィットも広く共有されるようになった。そのため、より多くの人々が今後もVTuber活動に関わるようになると予測される。

また、VTuberは、社会的・実践的に意義のある概念であるだけでなく、学術的・理論的にも意義のある概念である。例えば、VTuber活動を行うことによる自己概念の変容や、オンライン上での対人関係、バーチャル空間における集団行動などとも関連している。実際に、VTuberの肖像権を考えることによって、VTuberとは何か、肖像権とは何かといったことが法学・情報学でも検討されていたり (原田, 2021; 関連する議論として松尾・斉藤, 2023)、生身の人間と比較して、VTuberを採用した広告・販売促進に効果があるのかといったことが経営学・マーケティングでも検討されている (Boonchutima and Surakanon, 2023; Sakuma et al., 2023)。VTuberは、人間や社会を理解するためにも重要な研究対象・トピックと言える。さらに、今後の社会や人間生活のあり方・方向性を大きく変える可能性のある領域・トピックとして近年精力的に研究が進められているバーチャルリアリティ (VR) やメタバースとも直接関連する重要な概念である。したがって、VTuberは人間や社会の理解を促進するためにも、今後より学術的・理論的意義が増すであろう研究対象・トピックである。

1.2 VTuberの名前を検討する意義

VTuberは、YouTubeを中心としたプラットフォーム上で名前を登録し、活動を行うことが求められる。その名前は非常に多様である。

例えば、人名と区別がつかないような親しみやすい名前も多い (例:「樋口楓」(ひぐちかえで; にじさんじ所属)、「椎名唯華」(しいなゆいか; にじさんじ所属))。⁽¹⁾ また、姓名の名がひらがな表記 (例:「勇気ちひろ」(ゆうきちひろ; にじさんじ所属)、「橘ひなの」(たちばなひなの; ぶいすぽっ! 所属)) やカタカナ表記 (例:「星川サラ」(ほしかわさら; に

じさんじ所属)、「藍沢エマ」(あいざわえま; ぶいすぽっ! 所属))のVTuberも多い。⁽²⁾

一方で、人名にはあまり見かけないと思われる個性的な名前も数多く存在する (例:「兎田ぺこら」(うさだぺこら; ホロライブ所属)、「壱百満天原サロメ」(ひゃくまんてんばらさるめ; にじさんじ所属))。

また、そもそもVTuberの名前には、姓がなく名のみと考えられる名前 (例:「叶」(かなえ; にじさんじ所属)、「フミ」(にじさんじ所属)) や、姓名の区別自体がないと思われる名前 (例:「葛葉」(くずは; にじさんじ所属)、「奈羅花」(ならか; にじさんじ所属)) もある。

さらに、愛称やあだ名と考えられる名前 (例:「える」(公式プロフィールに「えるという名前は愛称で、本名はとても長い」と書かれている; にじさんじ所属)、「ロボ子さん」(ろぼこさん; ホロライブ所属)) や、役割・職業が含まれている名前 (例:「友人A」(ゆうじんえー; 事務所スタッフ; ホロライブ所属)、「シスター・クレア」(シスター、修道女; にじさんじ所属)) など、姓名から構成される人名とは大きく異なる名前も存在する。

こうした多様な名前を検討することにどのような意義があるのか、大きく2つの観点から以下で説明する。

1.2.1 VTuberの名前の理解への貢献

まず、VTuberの名前を記述し、説明することで、VTuber名を理解することに繋がる。VTuberという概念そのものが新しいこともあり、VTuberの名前についてはほとんど検討が行われていない。VTuber名にはどのような特徴や規則性があるのか、VTuber名と人名はどのように異なるのか、どういった名前がVTuber名に適しているのかなどを明らかにすることは、基礎的知見の構築という意味でも重要である。

さらに、VTuber名を理解することは、「そもそもVTuberとは何か」「VTuberはどのような存在か」といった、より根本的な問いに答えることにも繋がる。名づけとは、命名者と被命名対象の相互作用であり、VTuber名を検討する時には、その名前を付与する対象であるVTuberについても考察することが不可欠である。その過程で、VTuberの本質やVTuberを取り巻く環境・文化についても明らかにすることができる。

1.2.2 人間の名前の理解への貢献

VTuberの名前を検討することは、VTuber名とVTuberそのものについて理解することに貢献するだけでなく、VTuber名を人名と比較することで、人名の性質や特徴を新たな観点から理解することにも貢献する。

これまで人名については様々な検討が行われてきた (レビューとして、荻原, 2023a)。例えば、少なくとも1980年代から日本で個性的な名前が増加している (e.g., Ogihara, 2021a; 2022a; Ogihara and Ito, 2022; Ogihara et al., 2015) ことや、個性的な名前の特徴とその類型 (Ogihara, 2021b; 荻原, 2015)、人名を正しく読むことが難しい (e.g., 小林, 2009; Ogihara, 2021b; 2021c; 2022b; 荻原, 2022c; 笹原, 2023; 佐藤, 2007) こと、キラキラネームを取り巻く現象 (e.g., 荻原, 2022a, 2022b, 2023b, 2023d) などが示されてきた。

しかし、人名だけを対象に検討していると、その常識や「当たり前」にとらわれてしまい、人名や人間に対する名づけ・命名の独自性や特殊性に気がつきにくい。この点は、文化心理学が科学に貢献してきた点と共通している (e.g., Cohen and Kitayama, 2019; Heine, 2020)。我々は、同じ文化で長く生活していると、自分を取り囲む環境が当たり前の存在となってしまう、文化がもたらす影響やその存在そのものに気がつきにくく、盲目的になりやすい。例えば、日本で生まれ育った人は、海外旅行をしたり、海外に留学して初めて、日本文化の独自性や特殊性に気がつきやすい。他の文化との比較を行うことで、それぞれの文化の相違点や文化が心理に与える影響などについて検討することができる。

したがって、VTuber名とVTuberに対する名づけ・命名を分析・議論することで、人名と人間に対する名づけ・命名について新たな観点から検討して理解することに貢献できる。

1.3 本論文

本稿では、VTuber名と人名の相違点について整理することで、VTuberの名前の特徴を検討する。VTuber名と人名には様々な違いがあると考えられるが、本稿では、人名の持つ制約・制限に起因するものについて議論する。人間に対する名づけ・命名には様々な制約・制限があるが、それがVTuberに対する名づけ・命名には適用されないために生じる違いについて議論する。

本稿で例として挙げたVTuberに関する情報は、執筆時点(2023年11月)のものである。名前の表記・読みや事務所への所属の有無・所属先などは変更される可能性がある。また、本稿では主に日本文化(VTuber文化も含む)における名前に焦点を当てているため、名づけや命名と述べた際には、日本文化における名づけや命名を意味している。海外では、日本とは異なる名づけ・命名が行われ、名前の特徴や性質も異なる (e.g., 岩波書店辞典編集部, 2016; 21世紀研究会, 2021)ため、本稿で述べた知見や結論が、日本以外では当てはまらない場合もあると考えられる。

2. 人間の名前と比較したVTuberの名前(人名とVTuber名の相違点)

VTuberと人間の名づけ・命名における制限の有無を表1にまとめた。以下にその詳細を述べる。

表1: 人間とバーチャルYouTuber (VTuber) の名づけ・命名における制限の有無

	人間の名前	VTuberの名前
文字の種類制限	○	—
漢字の種類制限	○	—
名の決定権の制限 (自分に決定権がない)	○	—
姓の決定権の制限 (姓の決定権がない)	○	—

2.1 使用できる文字の種類に制限がない

現在の日本において、人名に使用できる文字の種類は、漢字・ひらがな・カタカナの3つのみと戸籍法によって定められている。⁽³⁾ よって、算用数字(アラビア数字; 1, 2, 3など; 漢数字は可能)やアルファベット(a, A, Xなど)、記号(★、♡、♪など)などは人名に使用することができない。

一方、VTuberの名前には、この制限がない。そのため、ウェブ上で入力でき、出力される文字であれば、どのような種類の文字でも、基本的には使用できると考えられる。実際、「AZKi」(ホロライブ所属)や「Airi」(ウェザーニューズ所属)、「えま★おうがすと」(にじさんじ所属)や「ギルザレンIII世」(ぎるざれんさんせい; にじさんじ所属)などは、人名に使用できない文字の種類を使用していると言える。

こうした人名には使用できない文字を使用することで、人名では表現することが難しいイメージや印象を、他者に与えることができると考えられる。同時に、人間との差異を強調し、VTuberとしての個性や独自性を強調することができると考えられる。さらに、人名としては公式には存在しないため、人名との弁別性・識別性が相対的に高くなりやすいと考えられる。これは、自身の配信の反響や活動全体に対する評価をウェブ上で検索することを意味する、エゴサーチと呼ばれる重要な作業の効率を高めることも可能にする。

2.2 使用できる漢字の種類に制限がない

現在の日本において、人名に使用できる漢字の種類は、常用漢字2136種類と人名用漢字863種類を合わせた2999種類のみと戸籍法によって定められている(法務省, 2023)。よって、これらの漢字以外は人名に使用することができない。

一方、VTuberの名前に、使用できる漢字の種類に制限はない。そのため、人名には使用できなくても、ウェブ上で入力でき、出力される漢字であれば、使用することができる。実際、「ましろ爻」(ましろめめ; にじさんじ所属)や「一伊那尔栖」(にのみえいなにす; 「尔」のみ人名としては使用不可; ホロライブEnglish所属)、「水無世燐央」(みなせりお; 「燐」のみ人名としては使用不可; ホロスターズ所属)、「河崎翠」(かわさきすい; 「翠」のみ人名としては使用不可; 同じ意味・読み方を持つ字体の異なる異字体である「翠」であれば人名として使用可能; 個人)などは、人名に使用できない漢字を使用していると言える。

使用できる文字の種類と同様に、人名には使用できない漢字を使用することで、人名では表現することが難しいイメージや印象を、他者に与えることができると考えられる。また、人名としては公式には存在しないため、ウェブ検索(エゴサーチ)などでも人名との弁別性・識別性が相対的に高くなりやすいと考えられる。文字の種類と比較して、人名に使用できる漢字か使用できない漢字かの弁別・識別は難しいと考えられるため、認知される人名との差異は相対的に小さくなりやすいと推測される。

2.3 自分で自分の名を決めることができる(名の決定権がある)

人名においては、命名は出生時に行われ、被命名者は新生

児である以上、自分で自分の名を決めることはできない。そのため、親や親族、保護者が命名者となることが多い。特に成人以降、職業や婚姻など、自分のことは自分で選択・決定できるという、選択の自由や自己決定権が尊重される現代の日本において、出生時に他者に決められ、自分に決定権がない要素を生涯維持し続けるということになる。

一方、VTuberの名前は、自分で決めることができる。事務所等に所属せず個人で活動を行っている個人勢であれば、自分ひとりで決めることもできる。事務所に所属して活動を行う企業勢や、自治体や企業等の広報として活動するタイプのVTuberにおいては、活動者本人だけではなく、複数の人間によって最終的には決められることになるが、それでも本人の意見や好みが反映され得ると考えられる。自分ひとりだけで決めるという訳ではないが、少なくとも部分的に命名に関わることが可能と考えられる。

2.4 姓（氏）も決めることができる（姓の決定権がある）

人名においては、命名時に姓（氏）は既に決まっていることが一般的であり、命名時の選択は姓名の名のみとなり、姓を新たに決めることはできない。ある家族や家系の一員として出生を受けることが多く、その姓は所与のものとして、名の決定が行われる。そのため、姓を構成する文字の表記や発音との重複、姓名を通した読みやすさなども、名を決める時に考慮される。

一方、VTuberの名前は、名だけでなく、姓（氏）も自由に決めることができる。ただし、VTuberの設定上、ある家族や家系の一員として活動を行う場合や、自治体・企業の広報として活動する場合など、姓が既定となっている場合もある。

姓も自分で決めることができることは、名づけ・命名の自由度を大幅に高めることになり、様々な波及効果が考えられる。例えば、人名ではめったに見られないような姓を使用することで、姓名を含めた名前全体の個性や独自性を強調できるかもしれない。姓が非常に個性的であれば、名は個性的でなくても、姓名を含めた名前全体としては弁別性・識別性の高い個性的な名前にできるであろう。姓を一般的でないものとしながら、名は一般的なものにすることで、個性や独自性と同時に、親しみやすさや親近感を喚起させることができるかもしれない。

3. まとめ

3.1 結論

本稿では、VTuberの名前と人間の名前の比較を行いながら、VTuberの名前の特徴について検討した。特に、人間に対する名づけ・命名には様々な制約・制限があるが、それがVTuberの名前には適用されないために生じる違いについて整理した。

VTuber名には、人名を決める際に適用される制約・制限が当てはまらず、より自由度の高い名づけ・命名を行うことができると言える。具体的には、VTuberの名づけ・命名においては、人間の名づけ・命名と比べて、①使用できる文字の種類に制限がない、②使用できる漢字の種類に制限がない、③自分で自分の名を決めることができる（名の決定権がある）、

④姓（氏）も決めることができる（姓の決定権がある）といった大きな違いがみられる。これらの制約・制限の違いが、VTuber名と人名の様々な違いを生み出していると考えられる。

こうした自由度の高い名づけ・命名を行うことができることは、VTuberやVTuber活動そのものの自由度の高さを反映していると考えられる。VTuberは、服装や髪型といった外見的特徴や、配信内容や配信頻度といった活動そのものを比較的自由に決めることができる。こうした自由度の高さが、名づけ・命名にも見られると言える。同時に、自由度の高い名づけ・命名が、こうした自由度の高さ自体を作りだしているとも言える。生身の人間として活動し、それゆえに情報の漏洩や個人の特長といったリスク・コストがあるYouTuberと比べて、バーチャルな要素を用いて活動するVTuberは、個人を特定する最も大きな要素のひとつである名前を自由に決めることができることによって、そうしたリスク・コストを抑え、より自由な活動を可能にしている。つまり、VTuber名は、外見的特徴を作り出す2D・3DのAvatarや、音声変換や処理が可能な機器に加えて、自由な活動を生み出すバーチャルな要素そのものと言える。⁽⁴⁾

加えて、VTuber名と人名の違いを検討することによって、いかに人間の名づけ・命名に制約・制限があるかも明確になった。人名だけを対象に検討を行っている、それが「当たり前」となってしまう、人名や人間に対する名づけ・命名の独自性や特殊性に気がつきにくい、自由度の高いVTuber名と比較することで、人名の自由度の相対的な低さと、それらを生み出している制約・制限が強調されることとなった。名前や家族はどうあるべきかといった信念や規範、個人の認証や識別に使用される膨大な量の名前をデータベースに正確に入力し適切に管理する必要があるといった現実場面での運用の問題など、様々な理由によってこれらの制約・制限は存在している（e.g., 大藤, 2012; 坂田, 2006; 安岡, 2011; 矢沢, 2022）。さらに、2023年6月に成立し、2024年度より施行予定となっている戸籍法改正により、名前に用いられる漢字の読み方に更なる制限が加えられる予定である（荻原, 2023c）。

3.2 限界点と今後の展望

本稿では、人名には様々な制約・制限があるが、それがVTuber名には適用されないために生じる違いから、VTuber名を検討した。その一方で、VTuberの名前を決める際に、法律や家族・血縁関係から生じる制約・制限は見られないが、VTuberを取り巻く環境であるからこそ生じる制約・制限があり、それが人名を決める際には適用されないという逆の場合もあるかもしれない。また、VTuberの活動の特徴や目的が、VTuber名を規定している側面もある。これらの点についても整理・検討を行う必要がある。

さらに、本稿の議論をもとにして、VTuberの名前を定量的・実証的に検討する必要がある。VTuber名についてはこれまでほとんど検討されていないため、VTuber名を記述し説明する仮説や予測は数多く挙げることができる。VTuber名や人名にはどのような特徴や規則性があるか、なぜそのような特徴や規則性があるのか、名前とは何か、名づけ・命名にはどのような過程が含まれ、どのような社会的影響があるかを解明し、

またそこから「VTuberとは何か」や「人とはどのような存在か」といったより根本的な問いに答えるためには、データを用いた分析や考察を進めていくことが必要である。

注

- ⁽¹⁾ 本稿では、VTuberの名前の例を挙げる際には、大手事務所に所属しており、登録者数が相対的に多いVTuberを基本的に用いることとする。その理由は大きく3つある。第1に、大手事務所所属の登録者数が多いVTuberは、それだけ知名度が高い確率が高く、記述や説明を理解してもらいやすくなる。第2に、大手事務所所属の登録者数が多いVTuberは、その活動の記録が残りやすく、時間が経っても対象の情報にアクセスできる可能性が高い。事務所等に所属せず個人で活動を行っている「個人勢」（一方で、事務所等に所属して活動しているVTuberを「企業勢」と呼ぶ）と言われるVTuberであれば、YouTubeを中心とした配信プラットフォームとX（旧Twitter）などの情報共有サイト（ソーシャルネットワーキングサービス；SNS）が削除されてしまえば、情報にアクセスできなくなってしまうことも多い。第3に、多くのひとに共有されることを強く望む訳ではなく、個人的に活動することを主な目的としている可能性のある個人勢のVTuberの活動を考慮することが望ましい。
- ⁽²⁾ 人名においては、名は漢字表記が多いが、VTuber名においては、ひらがなかカタカナ表記が多いように見受けられる。それが事実か、またそうであればその理由は何かといった検証が必要である。
- ⁽³⁾ ひらがな使用における繰り返し（「ㄨ」・「ㄨ」；「もゝか」・「みずゝ」など）と漢字使用における繰り返し（「々」；「奈々」「美々」など）、カタカナ使用における長音（「ー」：「ローラ」「マーク」など）を、それぞれひらがな・漢字・カタカナではなく、独立した記号と見なすのであれば、人名に使用できる文字の種類は、厳密には漢字・ひらがな・カタカナに記号を加えた4つとなる。
- ⁽⁴⁾ 活動者の名前とVTuber名に関連はあるのか、活動者の個人特性がVTuber名にどのような影響を与えるかなども検討する必要がある。

引用文献

Boonchutima, S. and Surakanon, A. (2023). The impact of VTubers and streamers on the purchase intention of Otaku and non-Otaku respondents: A comparative study. *Basic and Applied Social Psychology*, Vol. 45, 63-79.

Cohen, D. and Kitayama, S. (2019). *Handbook of cultural psychology, Second edition*. New York: Guilford Press.

原田伸一郎 (2021). バーチャルYouTuberの肖像権—CGアバターの「肖像」に対する権利—. *情報通信学会誌*, Vol. 39, No. 1, 1-11.

Heine, S. (2020). *Cultural psychology, 4th edition*. New York: W. W. Norton & Company.

法務省 (2023). 子の名に使える漢字. <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji86.html>. (閲覧日：2023年11月27日)

岩波書店辞典編集部 (2016). *世界の名前*. 岩波書店.

北川俊作 (2022). 物理学系VTuberの表話, 裏話. *日本物理学会誌*, Vol. 77, No. 1, 53-54.

小林康正 (2009). 名づけの世相史「個性的な名前」をフィールドワーク. 風響社.

松尾光舟・斉藤邦史 (2023). アバターに対する法人格の付与. *情報ネットワーク・ローレビュー*, Vol. 22, 45-66.

西野順二 (2021). あいまいなゲームとVTuberとファジィ. *日本知能情報ファジィ学会 第37回ファジィシステムシンポジウム講演論文集*, 667-668.

西野順二 (2022). VTuber文化におけるいくつかのエポック. *日本知能情報ファジィ学会 第38回ファジィシステムシンポジウム講演論文集*, 494-497.

荻原祐二 (2015). 近年の日本における個性的な名前の特徴とその類型. *人間環境学研究*, Vol. 13, No. 2, 177-183.

荻原祐二 (2022a). キラキラネームは本当に増加しているのか? *人間環境学研究*, Vol. 20, No. 2, 129-133.

荻原祐二 (2022b). キラキラネームの定義とその構成要素. *人間環境学研究*, Vol. 20, No. 2, 71-79.

荻原祐二 (2022c). 名前を正しく読むことはなぜ難しいのか. *人文×社会*, Vol. 2, No. 8, 1-7.

荻原祐二 (2023a). 人名の読み方とその不確定性—実証研究の概観—. *日本語学*, Vol. 42, No. 2, 142-155.

荻原祐二 (2023b). キラキラネームの定義と表記—過去の「現代用語の基礎知識」の検討—. *科学・技術研究*, Vol. 12, No. 1, 67-72.

荻原祐二 (2023c). 名前の読みを制限する戸籍法改正は、個性的な名前を減少させるか? *科学・技術研究*, Vol. 12, No. 2, 121-124.

荻原祐二 (2023d). 「キラキラネーム」の表記とその使用頻度—新聞と学術文献の分析—. *人間環境学研究*, Vol. 21, No. 1, 33-38.

Ogihara, Y. (2021a). Direct evidence of the increase in unique names in Japan: The rise of individualism. *Current Research in Behavioral Sciences*, Vol. 2, 100056.

Ogihara, Y. (2021b). How to read uncommon names in present-day Japan: A guide for non-native Japanese speakers. *Frontiers in Communication*, Vol. 6, 631907.

Ogihara, Y. (2021c). I know the name well, but cannot read it correctly: Difficulties in reading recent Japanese names. *Humanities and Social Sciences Communications*, Vol. 8, 151.

Ogihara, Y. (2022a). Common names decreased in Japan: Further evidence of an increase in individualism. *Experimental Results*, Vol. 3, e5.

Ogihara, Y. (2022b). Further explanations for difficulties in reading recent Japanese names correctly. *Frontiers in Education*, Vol. 6, 799119.

Ogihara, Y. and Ito, A. (2022). Unique names increased in Japan over 40 years: Baby names published in municipality newsletters show a rise in individualism, 1979-2018. *Current Research in Ecological and Social Psychology*, Vol. 3, 100046.

Ogihara, Y., Fujita, H., Tominaga, H., Ishigaki, S., Kashimoto, T.,

Takahashi, A., Toyohara, K., and Uchida, Y. (2015). Are common names becoming less common?: The rise in uniqueness and individualism in Japan. *Frontiers in Psychology*, Vol. 6, 1490.

大藤修 (2012). 日本人の姓・苗字・名前一人名に刻まれた歴史一. 吉川弘文館.

坂田聡 (2006). 苗字と名前の歴史. 吉川弘文館.

Sakuma, H., Hori, A., Murashita, M., Kondo, C., and Hijikata, Y. (2023). YouTubers vs. VTubers: Persuasiveness of human and virtual presenters in promotional videos. *Frontiers in Computer Science*, Vol. 5, 1043342.

笹原宏之 (2023). 日本における命名文化とその読み仮名—「愛」を中心に—. *日本語学*, Vol. 42, No. 2, 128-140.

佐藤稔 (2007). 読みにくい名前はなぜ増えたか. 吉川弘文館.

安岡孝一 (2011). 新しい常用漢字と人名用漢字—漢字制限の歴史—. 三省堂.

矢沢久純 (2022). 姓名に対する制限の妥当性に関する予備的考察—特に日本における人名漢字の制限をめぐって—. *北九州市立大学法政論集*, Vol. 49, Nos. 3 & 4, 294-320.

21世紀研究会 (2021). 人名の世界地図. 文芸春秋.

受稿日：2023年11月27日

受理日：2023年12月26日

発行日：2024年6月30日

Copyright © 2024 Society for Science and Technology



This article is licensed under a Creative Commons [Attribution-NonCommercial-NoDerivatives 4.0 International] license.

 <https://doi.org/10.11425/sst.13.65>